

「電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」
 に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	スカパーJSAT 株式会社	<p>電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案別紙 2 第 2 (16) (ウ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3, 400MHz から 4, 200MHz までの周波数を受信する宇宙無線通信を行う無線局に混信、妨害を与えないことを確認することは必要であり、「当該無線局の免許人との間で当該基地局の開設について合意していること」との主旨に賛同します。 ・但し、3, 480MHz から 3, 600MHz までの周波数の電波を使用する電気通信業務（携帯無線通信用）による陸上移動業務の局については、基地局以外についても、基地局と同様の基準としていただくことを要望致します。 ・また、「当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない」につきましては、判断主体およびどのようなケースが該当するか曖昧なため明確にすべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本案に賛成の意見として承ります。 ・ 3, 480MHz から 3, 600MHz までの周波数の電波を使用する電気通信業務による陸上移動業務の局として、基地局以外に陸上移動局及び陸上移動中継局がありますが、これらの無線局は基地局と一体的に開設・運用されるものであり、発射する電波は開設について合意された基地局により制御されることとなります。このため、基地局の開設についての合意の確認を基準とすることが適当であると考えます。 ・ 個々の申請に対して、他の無線局への混信その他妨害が生じないかについて、設置場所等それぞれの事例毎に総務省で審査を行います。 	無

2	(個人)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正について、特に問題は無いのではないかと 思われた。 ・ただ、非常時の通信施設については、危機に乗 じて作業員等による工作が行われる危険性がある ので、日頃からセキュリティ確保をどう行うかにつ いて研究を行うべきと思われた。 <p>また、ついでながら以下に報道関係資料について コメントする。</p> <p>(1) 自然災害時等における基地局及び陸上移動中 継局の置局範囲の拡大については、上記の通り、 緊急時の設備についてもセキュリティを考慮した ものとなる事が必要であると考えます。</p> <p>(2) 海外から持ち込まれる無線設備の利用等に係 る電波法の一部改正については、オリンピックと も絡み、問題点は早めに洗い出す必要があると思 われた。ここで、一時的に海外から持ち込まれる 端末等は無条件に国内基準を満たすものと見なす という内容の法令が定められていると記憶してい るが、これは非常に多くのセキュリティ問題を発 生させるものである(輸出電子機器やソフト ウェアにも平然とスパイウェアを仕込んでくる国 は現実問題として存在するのである。しかも近く に複数。)、問題を多く発生させる様な無規範状態 にならないよう、持ち込み元の国の基準を満たし ている事は最低求めるようにし、それに追加して やはり規制を行っていく事が必要と思われるもの である。オリンピックを作業員の活動の機会にし てはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本案に賛成の意見として承ります。 ・セキュリティ確保については、本改正案の 直接の御意見ではないため、参考とさせて いただきます。 	無
---	------	---	---	---

3	(個人)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、携帯電話網が利用できない環境において、派遣される船舶に求められることは、携帯電話網の確保のみならず、被災地における行方不明者の捜索や負傷者の救助である。 被災地に派遣される船舶としては、海上保安庁や海上自衛隊が考えられるが、彼らの船舶が、被災地において錨泊して活動することはあまり想定できず、彼らが救助活動を実施しつつ携帯電話網を確保することができるように、船上携帯基地局の設置することができる船舶の条件を錨泊と限定しない方がよい。 ・船舶に携帯電話基地局を設置して、携帯電話網を確保する方法は、非常に有効であると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基地局を搭載する船舶は、救助を目的とした海上保安庁等の船舶に限るものではないこと、基地局の位置が固定されていることが、基地局の安定的な通信の確保のために必要であることから、基地局を搭載する船舶は錨泊していることが適当と考えます。 ・本案に賛成の意見として承ります。 	無
4	ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害時等における基地局及び陸上移動中継局の置局範囲の拡大に関する制度整備のために作成された、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案について、賛同致します。 ・また、今後の係留気球に搭載する基地局等の開設・運用実績を踏まえ、災害・訓練時以外の、例えばイベント時等のトラフィックの輻輳対策等に対応した係留気球に搭載する基地局等の開設が早期に可能となるよう、継続的なご検討を頂きたいと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本案に賛成の意見として承ります。 ・イベント時等の開設につきましては、今回の意見募集の対象ではないため、参考とさせていただきます。 	無

○提出意見数：4件

※提出意見数は、提出意見者数としています。